

第18回草津市農業委員会総会  
会 議 録

令和6年12月10日

## 第18回農業委員会（総会）

令和6年12月10日  
午後1時30分から  
市役所 行政委員会室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 報告第31号  
農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について（報告）… 3件
- 第 3 報告第32号  
農地法第18条第6項の規定による賃借権の解約通知について（報告）… 1件
- 第 4 議 第49号  
農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 8件
- 第 5 議 第50号  
農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 5件
- 第 6 議 第51号  
農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて  
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 1件

## 1. 農業委員

### ・会議に出席した委員

1 番	奥村 厚夫	2 番	我孫子 利和	3 番	杉江 善博
4 番	角井 廣司	5 番	中島 春樹	6 番	中瀬 康夫
7 番	今井 修	8 番	田中 実	9 番	田中 治嗣
1 0 番	田中 廣之	1 2 番	木下 弥生	1 3 番	奥村 次一
1 4 番	堀 裕子				

### ・会議に欠席した委員

1 1 番 中島 健一

## 2. 農地利用最適化推進委員

### ・会議に出席した委員

1 番	辻 善一	2 番	田村 茂	3 番	中野 孝彦
4 番	山本 光作	5 番	佐山 末男	6 番	山岡 康一
7 番	平井 重己	8 番	山元 憲司	9 番	片岡 正春
1 0 番	一浦 秀樹				

## 3. 事務局

### ・会議に出席した職員

事務局長	相井 義博	参事	服部 英亜	主査	山本 順子
主査	湯村 亮太				

### 農林水産課

課長	山田 高裕	主事	三橋 優美
----	-------	----	-------

事務局長       では、定刻となりましたので、只今から第18回草津市農業委員会総会を開催します。感染症対策として適宜、換気のため窓・扉の開放を行いますこと、ご了承願います。

                  そして、会議途中に、体調がすぐれず発熱の疑いがある場合、無理せず、お申し出いただきますよう、併せて願います。

                  本日、11番 中島健一委員が欠席されておりますが、出席委員は14名中13名で、定足数に達し、総会が成立しておりますことを御報告します。

                  また、本日は傍聴の方はおられません。

                  なお、議案説明については、個人情報関係から個人が特定されない表現で説明等を行いますので、御了承願います。

事務局長       では、農業委員会憲章の唱和を行いますので、ご起立願います。

                  私が、前文を私が読んだ後、「一、農業委員会は」と申し上げますので、続く文書の唱和をお願いします。

                  (農業委員会憲章の唱和)

事務局長       ありがとうございます。

                  それでは、田中会長よろしく願います。

会長           みなさまご苦勞様でございます。朝晩と冷え込む日が増えてまいりました。風邪も流行ってきておりますので、委員のみなさま体調にはお気をつけいただきたいと思えます。

会長           ただいまから、第18回草津市農業委員会総会を開会します。

                  本日の議事日程は、予め、お手元に配布いたしました通りであります。

                  本日も、議事にかかる図面確認は、タブレット端末をご活用いただきますようお願いいたします。

会長           それでは、これより日程に入ります。

                  日程第1会議録署名委員の指名を行います。

                  会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、議席番号6番 中瀬康夫委員、議席番号12番 木下弥生委員以上の兩人を指名いたします。

会長           次に、日程第2報告第31号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について」番号1番から3番までの案件を議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明を願います。

事務局

報告第31号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の届出は、3件です。議案書は、2～3ページです。

番号1番は、南草津二丁目に事務所を有し、不動産業を営む法人こと譲受人が、専用住宅を目的とし、譲渡人が所有する青地町地先の登記地目山林、現況畑1筆128㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

地目は山林ですが、農地法上現況において農地性がある場合は対象といたしますことから、届出がなされたものであります。隣地との境界は、L型擁壁を設置され、東側道路高に合わせ、最大1m前後の盛り土を行われません。

雨水排水については、届出地内の西側に、新たに側溝を設け、集水桝を通じて東側道路側溝へ放流する計画となっております。

隣接地は、宅地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

番号2番は、東草津二丁目に事務所を有し、不動産業を営む法人こと譲受人が、共同住宅を目的とし、譲渡人が所有する西矢倉三丁目地先の田1筆337㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。隣地との境界は、コンクリートブロックを設置され、北側道路高に合わせ、30cm前後の盛り土を行われます。

雨水排水については、届出地内西側に、新設する雨水桝を通じて北側道路側溝へ放流する計画となっております。

隣接地は、宅地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

番号3番は、野路五丁目に事務所を有し、不動産業者を営む法人こと譲受人が、露天駐車場・資材置場として、譲渡人が所有する、野路町地先の田9筆計1,575.08㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

届出地は、道路高と合わせるよう30cm前後の盛土を行い、雨水排水は、敷地勾配をつけ、既設のU字溝を通じて東側水路へ放流されます。

隣接地は、宅地・雑種地・線路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番と2番は11月8日付、番号3番は11月21

日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。  
発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますようお願いいたします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第31号を終わります。

会長 次に、日程第3報告第32号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について」番号1番と2番を議題とし、事務局から報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 報告第32号農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について説明させていただきます。

この通知は、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約にかかるものであり、農地の賃貸借権の設定を解除する場合に、農業委員会に通知をしていただくものです。

今月の通知は、2件です。議案書は4ページです

番号1番および2番は関連する案件ですので、一括にて説明させていただきます。

北山田町に住所を有する番号1番の賃借人は、番号2番の賃貸人が所有する上寺町地先の田3筆計5,074㎡に対して、農地中間管理機構である滋賀県農林漁業担い手育成基金を通じて、農用地利用配分計画により賃貸借権の設定をされておりましたが、合意解約がなされました。

今後は、農用地利用集積等促進計画に基づき、別の担い手の方が水稻を栽培される予定となっております

なお、農地中間管理機構を通じての賃貸借について、耕作者が変更になる場合、機構と耕作者との契約のみ解約し、新たな耕作者との契約を行うことが可能ですが、今回は、土地所有者と機構との契約条件も変更となることから、両方の契約を解約されたものであります。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。  
発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますようお願いいたします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第32号を終わります。

会長 次に、日程第4議第49号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から8番までの案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第49号農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。  
この申請は、農地の権利移転・権利設定にかかる申請です  
今月の申請は、8件です。議案書は、5ページから6ページです。

番号1番は、馬場町に住所を有する譲受人が、譲渡人の所有する山寺町地先の田2筆計2,334㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲渡人は、岡山県倉敷市に住所を有し、離農するため申請がなされたもので、隣接地に農地を所有されている譲受人と話がまとまり、今回申請をなされたものです。

なお、譲渡人には成年後見人が選任されており、後見人である特定非営利活動法人より申請があったものでありますが、成年後見人であることについては登記事項証明書により確認しております。

栽培作目は、引き続き水稻を栽培される予定です。

番号2番は、青地町に住所を有する譲受人が父親である譲渡人の所有する、岡本町地先の田1筆ならびに青地町地先の田3筆計2,603㎡を贈与にて取得されようとするものです。

栽培作目は、引き続き水稻を栽培される予定です。

番号3番から5番までは関連案件です。

番号3番は、矢橋町に住所を有する譲受人が、労力不足のため、経営規模を縮小されようとする譲渡人が所有する、矢橋町地先の田2筆計246.26㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、同居の息子さんと共に農業経営をされており、経営規模拡大のため、自身所有農地の近隣で農地を探していたところ、隣接農地を所有する譲渡人と話がまとまり、今回申請をなされたものです。

栽培作目は、引き続き水稻を栽培される予定です。

番号4番は、矢橋町に住所を有する譲受人が、労力不足のため離農の準備をすすめる譲渡人が所有する、矢橋町地先の田2筆計138㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、同居の息子さんと共に農業経営をされており、経営規模拡大のため、自身所有農地の近隣で農地を探していたところ、近江八幡市に住所を有する譲渡人と話がまとまり、今回申請をなされたものです。

栽培作目は、引き続き水稻を栽培される予定です。

番号5番は、矢橋町に住所を有する譲受人が、高齢のため離農の準備をすすめる譲渡人が所有する、矢橋町地先の田1筆903㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、同居の息子さんと共に農業経営をされており、経営規模拡大のため、自身所有農地の近隣で農地を探していたところ、譲渡人と話がまとまり、今回申請をなされたものです。

栽培作目は、引き続き水稻を栽培される予定です。

番号6番は、上笠一丁目に住所を有する譲受人が、老力不足のため、経営規模を縮小されようとする譲渡人2名が、それぞれ所有する、集町地先の畑2筆計283㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、現在、上笠町ならびに集町に農地を所有されており、隣接農地を探していたところ、譲渡人と話がまとまり、今回、申請をなされたものです。

栽培作目は、現在栽培されているキャベツ、大根、白菜を引き続き栽培される予定です。

番号7番、8番は関連案件です。

番号7番は、下笠町に住所を有する譲受人が、譲渡人が所有する、下笠町地先の田1筆113㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、父と共に農業経営をされており、経営規模拡大のため、自身所有農地の隣接農地を探していたところ、譲渡人と話がまとまり、今回、申請をなされたものです。

栽培作目は、引き続き水稻を栽培される予定です。

番号8番は、下笠町に住所を有する譲受人が、遠方のため本市での経営規模を縮小されようとする譲渡人が所有する、北大萱町地先の田1筆1,049㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、父と共に農業経営をされており、経営規模拡大のため、自身所

有農地の隣接農地を探していたところ、譲渡人と話がまとまり、今回、申請をなされたものです。

譲渡人との関係は、叔父にあたります。

栽培作目は、引き続き水稻を栽培される予定です。

なお、番号1番から8番の農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、

第1号の全部効率利用要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、農地取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、1番から8番においては、お住まいの地域、ならびに現在所有の農地の地域内であり問題ございません。

以上のことから、番号1番から8番の各案件につきましては、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

また、許可申請8件につきまして、添付書類等を確認いたしましたところ、不備等はないものと考えますので、

ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番と2番の案件につきましては、議席番号1番 奥村厚夫委員をお願いします。

1番  
奥村

1番の案件です。11月10日、辻推進委員さんと現地確認を行いました。譲渡人と譲受人の方はいどこ関係でございます。今回申請された田につきましては、すでに譲受人の方が耕作をされておられます。隣地関係につきましても問題はございません。その他につきましては、事務局から説明がありましたとおりです。

2番の案件です。11月12日、辻推進委員さんと現地確認をいたしました。譲渡人と譲受人は同居している親子でございます。譲渡人の方が、高齢のため息子さんに贈与ということで申請をされました。隣地関係も問題はありませぬ。以上です。よろしく願いいたします。

会長

番号3番から5番の案件につきましては、議席番号4番 角井廣司委員をお願いします。

4番  
角井 番号3番から5番の案件につきましては、譲受人は同じ方です。譲受人の方は、現在も水稻をされておられます。引き続き水稻をされます。内容につきましては、事務局から説明がありましたとおりでございます。隣地関係につきましても、問題ありません。以上です。

会長 番号6番の案件につきましては、議席番号7番 今井修委員お願いします。

7番  
今井 内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。譲渡人の方は労力不足のため、今回譲受人の方との売買が決まったということでございます。周辺につきましては、問題ございません。11月19日現地確認を行いました。

会長 番号7番の案件につきましては、議席番号8番 田中実委員お願いします。

8番  
田中 地図を見られてお分かりかと思いますが、面積が113㎡で、細く長い田であります。隣を譲受人の方が耕作されておられます。規模拡大ということで今回売買にて話がまとまったということでございます。内容につきましては、事務局からの説明のとおりでございます。問題等はありません。以上です。

会長 番号8番の案件につきましては、議席番号10番 田中廣之委員お願いします。

8番  
田中 申請地の隣で譲受人の方が耕作されておられます。譲渡人の方との関係は叔父さんになります。譲渡人の方の田も、譲受人の方がずっとやっておられました。問題はありません。内容につきましては、事務局からの説明のとおりでございます。よろしく願いいたします。

会長 これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますようお願いいたします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。

ただいま議題となっております議第49号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から8番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第49号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し許可をすることについて」番号1番から8番までの案件を原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第5議第50号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から5番までの案件を議題し、事務局より議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第50号農地法第5条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の申請は、5件です。議案書は、7～10ページです。

番号1番は、京都市に住所を有する譲受人が、露天資材置場として、譲渡人が所有する木川町地先の畑2筆計260㎡を贈与にて譲り受け、転用されようとするものです。

譲渡人は譲受人のいとこです。

当該地は、譲受人の所有地の隣接地であり、譲渡人が父から相続にて取得(S48年)したものの、維持管理が困難となり、譲受人に贈与することで話がまとまったため本申請をなされました。

造成工事等はなく、地ならしされる程度です。

雨水排水は、敷地勾配を、西側に向けて付け、西側の既設側溝を通じて放流されます。

隣接地は、宅地および山林であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、造成工事等はなく、贈与であることから事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号2番は、矢橋町に事務所を有し、不動産業および建設業を営む法人こと、譲受人が露天駐車場を目的として、譲渡人が所有する駒井沢町地先の畑1筆896㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。譲受人は申請地の周辺部において、建設事業を行っており、道幅が狭隘で、駐車スペースのない周辺集落へ訪問する機会が増えたため、事業用車両等の駐車場用地を確保するべく、譲渡人と話がまとまったため、本申請をなされました。

隣地との境界は、コンクリートブロックおよびL型擁壁を設置し、北側および東側の道路高に合わせ、40cm前後の盛り土を行われます。

雨水排水は、敷地勾配を、隣接する東側の道路に向けて付け、東側の雨水枒を通じて道路側溝に放流されます。

隣接地は、雑種地および道路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、売買契約書、工事見積書、通帳の写しの添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号3番は、下笠町に住所を有する借受人が、園芸用資材置場を目的として、貸渡人が所有する下笠町地先の田1筆45㎡を賃貸借にて借り受け、転用されようとするものです。

申請地は、平成28年頃から、農地法の手続きを失念したまま、借受人が園芸用資材置場として利用されており、顛末書を添付のうえ、今回本申請をなされました。

顛末案件であるため、新たな造成工事等はありません。

雨水排水は、浸透式で対応されます。

隣接地は、宅地・雑種地および道路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、顛末案件であることから事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号4番は、守山市に事務所を有し、不動産業および建設業を営む法人こと、譲受人が、貸露天駐車場および、露天資材置場を目的として、譲渡人が所有する、穴村町地先の田21筆計2,570㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人は、県内全域で土木、建設業を行う事業者であり、事業拡大に伴い、資材置場の確保が必要になったことから、近隣市へのアクセスも良い、当該地を適地と判断し、所有者と売買交渉をしていたところ、話がまとまったため本申請をなされました。

また、申請地近辺は市街化調整区域であり、宅地面積の制限があることから、自家用車の駐車スペースの確保が難しく、賃貸駐車場の問い合わせも多いため、貸露天駐車場として併せて申請がなされました。

隣地との境界は、コンクリートブロックを新設し、東側は一部既設のコンクリートブロックを流用します。

また、西側出入口の道路高に合わせ、70cm前後の盛り土を行われます。

雨水排水は、敷地勾配を、隣接する西側の市道に向けて付け、申請地内に会所枿を設け、西側道路側溝を通じて放流されます。

隣接地は、宅地・雑種地および市道であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、残高証明書の写しの添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号5番は、大津市に住所を有する借受人が、専用住宅の建築を目的として、貸渡人が所有する北大萱町地先の畑1筆195㎡を使用貸借にて借り受け、転用されようとするものです。

貸渡人は、一方の借受人の祖父です。

借受人は、現在、大津市の賃貸アパートにお住まいですが、結婚され、今後の子育てに備え、実家に近接する申請地に住宅を建築されようとするものです。

隣地との境界は、西側は既存のコンクリートブロックを流用し、北側・東側は隣接する畑と高低差ができないように処理されます。切土盛土については、敷地勾配をつけるために10cm前後の盛り土を行われます。

雨水排水は、申請地内南側に雨水枡を設け、南側の道路側溝に放流する計画となっております。

周囲は、畑・道路・貸渡人の所有地であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書および融資予定証明書の添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

なお、本案件は開発許可と同時許可になります。

以上5件、添付書類等確認いたしました。不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

会長 以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。1番の案件につきましては、議席番号5番中島春樹委員をお願いします。

5番 11月4日に佐山推進委員さんと現地確認を行いました。何の問題もございませんでしたので署名いたしました。よろしく願いいたします。  
中島

会長 2番の案件につきましては、議席番号7番 今井修委員をお願いします。

7番  
今井 11月11日に平井推進委員さんと現地確認を行いました。事務局からの説明のとおりであります。申請地の隣接地は、道路、雑種地でございます。農地は隣接していないということで、問題ないと判断いたしました。以上です。

会長 3番の案件につきましては、議席番号8番 田中実委員お願いします。

8番  
田中 地図を見ていただいたらわかるかと思いますが、45㎡の三角の形のところでございます。今回顛末書を付けて申請をされておられます。問題ございません。以上です。

会長 4番と5番の案件につきましては、議席番号10番 田中廣之委員お願いします。

10番  
田中 4番の案件についてですが、所有者の方が16名おられます。今まできちんと管理はされておられたのですが、お米を作るにしても、畑をされるにしても、作業するには不便ということで16名の方がまとまって署名されたということでございます。周囲に田も無いことから、問題ないと判断いたしました。5番の案件につきましては、お孫さんの住宅建築ということですので、すでに排水路もございます。隣地承諾をきちんと取られるようお願いしました。問題ございません。11月10日、一浦推進委員さんと現地確認を行いました。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただきご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。  
採決に入ります。ただいま議題となっております議第50号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から5番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第50号農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、番号1番から5番までの案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第6議第51号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて」を議題として、農林水産課より議案の朗読と説明を願います。

農林水産課 それでは、議第51号農用地利用集積等促進計画（案）について、説明させていただきます。

こちらは、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条3項の規定に基づき、耕作者変更による権利設定および経営継承（法人化）による権利設定について、農業委員会の意見を求めるものです。

耕作者変更につきましては、去る9月25日に当事者より耕作者変更を理由とする農地賃貸借の合意解約書が農地中間管理機構へ提出されたため、変更後の耕作者の権利設定について、農業委員会の意見を求めるものです。

1ページ目は今回の農地利用集積等促進計画により耕作者変更する筆一覽でございます。農地の詳細な説明は省略させていただきます。

次に、経営継承につきましては、令和6年7月に市内認定農業者が法人化したことに伴い、現在農地中間管理事業による権利設定がされている農地を対象に経営継承を行うため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条3項に基づき、農業委員会の意見を求めるものでございます。

農地の詳細は2ページ目以降に掲載しておりますが、詳細な説明は省略させていただきます。

なお、今回耕作者変更ならびに経営継承する農地については、すでに農地中間管理事業での権利設定がされているものであるため、草津市内の農地全体における権利設定された農地の割合には影響いたしません。

以上で、農用地利用集積等促進計画（案）についての説明を終わらせていただきます。

ご審議賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

会長 以上で農林水産課の説明が終了しました。これから質疑に入ります。

ただいまの農林水産課の説明に対して、発言のある方は、挙手そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますようお願いいたします。

(質問・意見なし)

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第51号「農用地利用集積等促進計画(案)の決定につき、意見聴取することについて」を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第51号「農用地利用集積等促進計画(案)の決定につき、意見聴取することについて」は、原案のとおり決定いたしました。

会長

以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたものと認めます。

閉会 14時40分

草津市農業委員会会議規程第19条

第2項によりここに署名する

令和6年12月10日

会 長 田中 治嗣 \_\_\_\_\_

署名委員 中瀬 康夫 \_\_\_\_\_

署名委員 木下 弥生 \_\_\_\_\_